

第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン21) (案) に対する パブリックコメントの結果報告及び計画 (案) の決定について

計画策定の経緯

令和2年6月 長野市社会福祉審議会へ諮問
令和2年6月～11月 同審議会老人福祉専門分科会において4回の審議
令和2年11月 計画素案完成
令和2年12月18日～令和3年1月18日 市民意見の募集 (パブリックコメント)

令和3年1月

保健福祉部 高齢者活躍支援課
地域包括ケア推進課
介護保険課
保健所健康課

- 募集期間 ・ 令和2年12月18日（金）～ 令和3年1月18日（月）（32日間）
- 公表方法
 - ・ 市ホームページ
 - ・ 記者会見（令和2年12月7日）
 - ・ 広報ながの（令和3年1月号）
- 計画（案）の閲覧及び意見用紙配布窓口
 - ・ 高齢者活躍支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課
 - ・ 行政資料コーナー
 - ・ 保健所健康課、各保健センター
 - ・ 各支所、信里連絡所、柵連絡所
 - ・ 各老人福祉センター、各ふれあい交流広場、信州新町福祉センター、各老人憩の家
 - ・ 各地域包括支援センター、各在宅介護支援センター
 - ・ 市ホームページ掲載
- 提出方法
 - ・ 市ホームページ「ながの電子申請サービス」
 - ・ Eメール（介護保険課）
 - ・ 意見用紙の持参（閲覧窓口）、郵送・FAX（介護保険課）

- 意見等提出者数 20人（提出方法内訳：Eメール 12人、窓口への持参 3人、郵送 1人、FAX 4人）
- 意見等の件数 35件
- 意見等に対する市の対応

区分	対応内容	件数
A	計画(案)を修正・追加する	5件
B	計画(案)に盛り込まれており、修正しない	2件
C	計画(案)は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする	19件
D	検討の結果、計画(案)に反映しない	7件
E	その他(質問への回答・状況説明等)	2件
合計		35件

意見等に対する計画（案）の該当項目			件数
第1部 総論	第1章 計画策定に当たって		1件
	第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し	第1節 人口の状況及び推計	
		第2節 高齢者世帯の状況	
		第3節 要支援・要介護認定者の状況及び推計	
		第4節 高齢者の疾病等の状況	
		第5節 高齢者の意識等	
		第6節 日常生活圏域の状況	
		第7節 高齢者施策推進における課題の整理	
	第3章 基本理念、重点項目及び基本的な政策目標		1件

意見等に対する計画（案）の該当項目			件数
第2部 各論	第1章 生きがいづくりと健康づくりの推進	第1節 生きがいづくりと社会参加の推進	12件
		第2節 健康づくりの推進	1件
	第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援	第1節 質の高い総合相談の体制づくり	2件
		第2節 高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保	6件
		第3節 高齢者を支える地域の体制づくり	2件
		第4節 在宅医療と介護の連携	1件
		第5節 住みよいまちづくりの推進	
	第3章 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進	第1節 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進	5件
		第2節 災害や感染症対策に係る体制整備	

意見等に対する計画（案）の該当項目			件数
第2部 各論	第4章 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備	第1節 介護保険サービス基盤の整備	1件
		第2節 介護保険サービス基盤以外の整備	
		第3節 高齢者福祉施設等の整備目標	3件
第3部	介護サービス量等・給付費等の推計		
その他	計画全般		
	要望事項等		
	その他		
合計			35件

対応区分A 計画（案）を修正・追加する（5件）

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
47	SDGsの達成に向けての提案 (介護保険課)	本文の最後に3、8、11、16の図を移動し、※以下の「SDGs」についての説明文書の後に「SDGs」の17ゴール全ての図を入れた方が文章との整合性もとれて市民にとっても分かりやすいと考え提案します。	ご提案のとおり本計画が目標達成に寄与する4つの目標を本文の後に、17の目標すべてをSDGsの説明の後に記載します。

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
93 94 95	<p>高齢者の権利擁護の推進への提案</p> <p>(高齢者活躍支援課) (地域包括ケア推進課)</p>	<p>93・94ページ「高齢者の権利擁護の推進」の中で、長野市として養介護施設等における虐待についての課題として把握していることは記載されたことに限られるのでしょうか。国や県の高齢者虐待対応状況調査結果でも養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数が増加しています。</p> <p>入所施設に限らず訪問系・通所系サービス等も見据えた高齢者虐待防止及び対応への取組みの強化とこれらの状況を踏まえたマニュアルや職員体制を整えていく必要があると考えます。</p> <p>94ページ今後の方針・目標に、「○虐待対応に長野県虐待対応専門職チーム（専門研修修了弁護士・社会福祉士）の派遣を活用し、虐待案件の適正な対応に努めます」を追加提案します。</p> <p>(次のスライドに続く)</p>	<p>現状と課題及び今後の方針・目標において、【養護者による虐待】の記述の中で【養介護施設等における虐待】にも関わるものについては、共通事項として記載することとし、併せて文言を修正することで内容を整理しました。</p> <p>また、養介護施設等については、ご指摘の居宅サービス事業所も含んだ記載となっております。ご意見を基に、P94今後の方針・目標について、記載内容充実のための文言を追加します。</p> <p>高齢者虐待対応については、ご意見を参考にして、方針に、「対応が困難な虐待ケースについては弁護士等の専門職と連携して取り組みます。」と追記します。</p> <p>(次のスライドに続く)</p>

93
94
95

高齢者の権利擁護の推進への提案

(高齢者活躍支援課)
(地域包括ケア推進課)

(続き)
95ページ、成年後見制度の利用促進の「これまでの実施状況」については、長野市成年後見支援センター実施の相談状況を記載して、**成年後見制度に係る相談の増加を周知することを提案します。**

「現状と課題」「今後の方針・目標」の文章表現の修正と追加提案します。■現状と課題 ○虐待により養護者と分離をした高齢者に成年後見人等が必要な場合、または、成年後見人等が必要であっても申立てを行う親族がいない場合は市長申し立てを行っていますが**これらの事が、今後増加することが予想されます。**

■今後の方針・目標 ○国が定めた成年後見制度利用促進基本計画に基づき、**市の基本計画を策定して判断能力が十分でない高齢者の権利擁護のために成年後見制度の利用促進に努めます。**

○成年後見制度利用促進のために、**弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職と連携するとともに、市民後見人の育成を含め、成年後見制度の周知を図ります。**
また、併せて「成年後見制度の利用支援」の方針に**次期地域福祉計画に位置付けていくことを明記することを提案します。**

(続き)
成年後見支援センターにおける**高齢者の相談件数については、ばらつきがありますが、高齢者虐待相談件数は増加しています。**ご提案を参考に、現状と課題を「成年後見人等が必要であっても申立てを行う親族がいない場合は市長申し立てを行っていますが、**虐待により養護者と分離をした高齢者に成年後見人等が必要な場合が今後も増加することが予想されます。」**と修正し、方針に「虐待等により必要な場合も含め、引き続き市長による成年後見申立を行ってまいります。」と追記します。

本市では、令和3年度に**次期地域福祉計画と成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定すること**としています。成年後見制度の利用促進に関する**具体的な手段等については長野市成年後見制度利用促進基本計画に記載し、地域福祉計画における同計画の位置付け（計画の構成等）に関する審議につきましては長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に委ねること**とします。
(本件についてのみ対応区分D)

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
118	<p>生活支援体制整備の役割分担と検討会についての記載</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p>	<p>現行のあんしんいきいきプランでは「検討会」の設置数と目標が指標として示されているが、新プランでは「検討会」の項目がなく「ネットワーク会議」のみとなっている。50ページの指標に令和2年度までの目標値と現状設置数を掲載していただきたい。掲載しないのであればその理由を示していただきたい。</p> <p>(次のスライドに続く)</p>	<p>これまで、各地区の住民自治協議会に対して検討会の設置を依頼してきましたが、新たに検討会を設置することへの困難さや負担感を訴える地区があったことから、住民自治協議会の負担軽減を図るため、令和2年度より、地区の既存組織の中で「様々な地域課題について、関係者等が参画し、情報交換や課題解決の検討を行う場」があれば、新たに検討会を設置しなくても、その組織を活用していただくこととしています。このことから、ご提案をいただいた検討会の目標値・現状設置数については、「目標値」「指標」には記載しておりません。なお、地区において検討を促す観点から、新計画の施策の目的・内容の中に、第2層生活支援コーディネーターの設置の後に「各地区が設置する生活支援体制整備事業の推進を図る検討会等の組織において」を追記いたします。</p> <p>(次のスライドに続く)</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
118	<p>生活支援体制整備の役割分担と検討会についての記載</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p>	<p>(続き)</p> <p>118ページには役割や位置づけを再定義するなど、市と市社会福祉協議会、住民の役割分担を明らかにする必要がありますとされていますが、なぜ見直しが必要なのか現状と課題をあきらかにしていただきたい。役割分担の中に住民自治協議会が入っておらず、「検討会」とあわせて住民自治協議会がどのような役割なのかを明確にしていきたい。</p>	<p>(続き)</p> <p>第三次長野市地域福祉計画の中間評価や令和元年10月に実施した住民自治協議会へのアンケート調査において、住民自治協議会や地域福祉ワーカーの業務に対する負担感や悩みを抱えていること、市や市社会福祉協議会による手厚い支援が必要なこと、地域福祉の担い手の確保と育成が急務であることなどの課題が挙げられております。これらの課題を踏まえた上で、次期長野市地域福祉計画を策定する中で、地域福祉の推進体制の在り方や地域住民を代表する住民自治協議会、行政、関係機関の適切な役割分担について検討してまいります。なお、新計画の施策の目的・内容の中に、生活支援や介護予防に向けて支援体制の中に「各地区の住民自治協議会」を追記いたします。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
128	<p>人生会議（ACPアドバンス・ケア・プランニング）の啓発への提案</p> <p>（地域包括ケア推進課）</p>	<p>128ページ 「ACPの啓発」について、 『人生の最終段階において受きたい医療やケアについて』記載されています。その一方で、厚生労働省は、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月）において、『意思決定支援』の重要性を示しています。 ACPの啓発とともに、『意思決定支援』についても記載されることを提案します。 「■施策の目的・内容」の最後に、人生会議とは、アドバンス・ケア・プランニング（略称ACP=Advance Care Planning）の愛称で、「あなたの大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて、自ら考え、また、あなたの信頼する人たちと話し合うことを言います。」との説明を加えることを提案します。 「■今後の方針・目標」○市民および介護関係者への人生会議の普及・啓発に努めます。について、○人生会議について、市民への普及・啓発に努めるとともに、介護関係者には研修会の開催等により周知に取り組みます。に修正することを提案します。</p>	<p>人生会議（ACP）の説明につきましては、いただいたご意見を参考に、用語解説で対応させていただきます。 今後の方針・目標につきましては、市民への普及・啓発は、市政出前講座や広報等を通じて、介護関係者への普及・啓発は、会議や研修会等の機会を通じて行うことを想定しているため、 「あらゆる機会を捉えて、市民および介護関係者への人生会議の普及・啓発に努めます。」と修正します。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
150	<p>介護人材確保への要望</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>50ページの指標に人材が充足と感じている事業所は36.2%とあり、前回は43.5%をさらに下回る。人材不足の要因である介護従事者の低賃金を改善するため、公費負担による賃金引き上げを国に求めることと、長野市として賃金引き上げにつながる事業を検討・実施することを要望します。</p>	<p>本市としても、介護人材の確保は重要課題と考えており、市長会などを通じて国に対し実態に即した報酬単価等を設定するよう要望しています。今後も機会を捉え、必要な要望をしてまいります。</p> <p>また、介護職員の賃金改善を図るため、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の一層の活用を促進するとともに、事業所におけるキャリアパス制度の導入を支援します。</p>
150	<p>介護人材確保と育成への重点的な対応</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>現状でも足りていない介護人材ですが、このままの状況が続けば2035年にかけて圧倒的に不足することが明らかであり、介護保険制度が人材の問題で成り行かなくなると懸念しています。人材育成はすぐに効果が出るものではないので、今から重点的な対応をお願いします。</p>	<p>介護人材については、重点項目に位置付け、持続可能なサービス基盤、人材基盤の整備に取り組みます。また、中・高校生を対象に福祉、介護の魅力伝える取り組みを行うと共に、介護従事者が働きやすい環境の整備を進め、介護人材の確保につなげます。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
4	<p>計画の位置付け 本計画への重層的支援 体制整備事業について の記載</p> <p>(福祉政策課)</p>	<p>社会福祉法の改正に伴い、地域共生社会の実現に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業として、国は舵を切っています。長野市として、第九次高齢者福祉計画及び第八期介護保険事業計画では、これらの内容が網羅されていません。本計画と上位計画である地域福祉計画の策定年が異なることから、地域福祉計画が後追いになってしまうことは仕方がないことですが、各計画との連携を考えると、下位計画である本計画で重層的支援体制整備事業にどのように取り組むのか、具体的な取り組み事項を記載すべきと考えます。約5年前に策定された第三次地域福祉計画を地域福祉の指針として位置づけて、計画を策定すること自体、時代の流れにそぐわない事項も出てきます。</p>	<p>重層的支援体制整備事業については、社会福祉法が改正され、令和3年4月1日より市町村が実施することができる事業となります。長野市では、将来的には地域住民の複雑化したニーズに対応するための仕組みが必要と認識していますが、現状では事業実施計画策定に向けた関係各課による体制づくりの検討段階にあり、具体的取組については地域福祉計画策定の中で検討していきます。</p> <p>なお、地域共生社会の実現に向けた取り組みに関しては、最新の状況に応じて対応してまいります。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
53	<p>自動車運転免許の返納者への支援</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>高齢者の交通事故の増加により運転免許の返納をする者が増加している。高齢者が安心・安全に社会参加できるための施策の充実のため、「おでかけパスポート」を使用したバス利用と同様に公共交通機関である電車、タクシーの利用への支援を望む。具体案：電車には障害者と同様に証明書による運賃の減免、タクシーにはチケットの配布</p>	<p>免許返納については、144ページ記載のとおり、周知していきます。また、ご要望のありましたタクシー利用への支援については、運転免許を返納した方で、乗車時に運転経歴証明書を提示した場合、運賃の1割が割り引かれる制度があります。一方、電車利用への支援については、鉄道事業者へも応分の負担をお願いしなければならないことや、市外への移動の場合の支援のあり方等、課題も多く、現状では困難ですが、慎重に研究してまいりたいと考えております。</p>
58	<p>老人憩の家存続の要望・意見</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>大豆島老人憩の家、憩の湯 我々の楽しみと生きがいで健康維持出来ています。 今後とも是非とも存続をお願い致します。</p>	<p>現在、今後の施設の具体的な方針を定める長野市公共施設個別施設計画を策定中です。その中で、大豆島老人憩の家は、当面機能を維持していく方針です。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
58	老人憩の家存続の要望・意見 (高齢者活躍支援課)	<p>「大豆島老人憩の家」を存続してほしい。初めは入浴が主目的でしたが、その後麻雀ができるようになり喜んでいきます。また、いろいろな職業を経験した人達との懇談も楽しみの一つです。この年齢でも大病することなく過ごせているのも施設を利用していることが一因と思います。</p> <p>施設を利用する人達は「憩の家」の中身を理解していると思いますが、利用したことがない人達は知らないのではないのでしょうか。市報等で広報してはいかがでしょうか。</p>	<p>現在、今後の施設の具体的な方針を定める長野市公共施設個別施設計画を策定中です。その中で、大豆島老人憩の家は、当面機能を維持していく方針でいます。</p> <p>また、施設を利用したことがない人が利用してもらえるように、施設の周知に取り組んでいきます。</p>
58	老人憩の家存続の要望・意見 (高齢者活躍支援課)	<p>管理・運営に伴う出費はこの期大変と思うが、高齢化社会に於いては、人生百年時代に於いて行動の責務として、社会インフラの一環として一つの施設(大豆島いこいの施設)だけは入浴場として残して欲しい。</p>	<p>現在、今後の施設の具体的な方針を定める長野市公共施設個別施設計画を策定中です。その中で、大豆島老人憩の家は、当面機能を維持していく方針でいます。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
58	<p>老人憩の家存続の要望・意見</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>大豆島老人憩の家について、多少の値上がりしても今迄通り（現状通り）存続を希望します。</p>	<p>現在、今後の施設の具体的な方針を定める長野市公共施設個別施設計画を策定中です。その中で、大豆島老人憩の家は、当面機能を維持していく方針でいます。</p>
58	<p>老人憩の家存続の要望・意見</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>大豆島老人憩の家で、入浴設備が楽しく毎回利用しています。 入浴ができなくなると楽しみが無く会話もなくなりストレスがたまりそうです。 楽しみにしている入浴を今後とも長く続きますようにお願いします。</p>	<p>現在、今後の施設の具体的な方針を定める長野市公共施設個別施設計画を策定中です。その中で、大豆島老人憩の家は、当面機能を維持していく方針でいます。</p>
58	<p>老人憩の家存続の要望・意見</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>大豆島老人憩の家は、今まで通りの施設であって欲しい。</p>	<p>現在、今後の施設の具体的な方針を定める長野市公共施設個別施設計画を策定中です。その中で、大豆島老人憩の家は、当面機能を維持していく方針でいます。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
58	老人憩の家存続の要望・意見	大豆島老人憩の家の風呂はあってほしい。 なくなれば困る。 いままでのままでいてほしい。	現在、今後の施設の具体的な方針を定める長野市公共施設個別施設計画を策定中です。その中で、 大豆島老人憩の家は、当面機能を維持していく方針 でいます。
58	老人憩の家存続の要望・意見 (高齢者活躍支援課)	大豆島老人憩の家について、今までどおり 風呂付きの利用をお願いしたい 。風呂が無ければ 他の理由でいこいの家を利用することはないと思います。	現在、今後の施設の具体的な方針を定める長野市公共施設個別施設計画を策定中です。その中で、 大豆島老人憩の家は、当面機能を維持していく方針 でいます。
75	補聴器購入への補助制度の創設 (高齢者活躍支援課)	健康づくり活動支援の施策に「 加齢性難聴者に補聴器購入への補助制度の創設 」を加えて下さい。加齢性の難聴が進むと、公民館や地域の集まりに参加しなくなり、認知症になる原因の1つとされています。	加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度については、全国市長会を通じて全国会議員・関係府省へ要請しています。 国において補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究が行われているため、その研究状況などの動向を注視しているところ です。

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
95	<p>成年後見支援センターにおける高齢者の相談</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p>	<p>計画の指標No.7にも掲げている成年後見について、相談件数が増えています。また、後見人になってくださる方も足りなくなっています。一人子や障害のある子が残されるケースもあり、ますます後見制度が必要になっていくと思われまます。市・地域住民・専門職がそれぞれの役割があることを学びました。この先のためにも、成年後見支援センターの相談所を増やし、後見を行う方が増えることを望みます。</p>	<p>ご意見のとおり、今後後見制度の利用の増加が見込まれることから、市民後見人の育成など成年後見制度の利用促進や環境整備に取り組みます。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
98	<p>友愛活動への支援への提案</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p>	<p>98ページ「友愛活動への支援」について、一人暮らし高齢者を対象とした事業が記載されています。58ページの「老人憩の家（愛称：いこいの家）運営事業」についてハード面の見直しを図るのであれば、ソフト面の友愛活動の見直しも重要と考えます。高齢者世帯の状況や今後の予測、重層的支援体制整備事業の推進等も踏まえると、対象者を限定した事業を地域で展開することではなく、児童や障害者、高齢者など、誰もが参加できるための事業が展開されることを望みます。また、「合理的な事業のあり方を検討」とありますが、単に予算を削減することではなく、地域に見合った事業が展開されるよう意見を提出します。■今後の方針・目標 ○「感染予防に配慮した事業のあり方を検討するとともに、他の高齢者の社会参加事業との整合・統合等について検討する必要があります。」についての後段「他の高齢者の社会参加事業との整合・統合等について、民生児童委員等の意見を聞きながら検討していきます。」に修正されることを提案します。</p>	<p>友愛活動につきましては、「町、区等一定の区域を単位として、社会奉仕活動に熱意を持つボランティアで組織する団体」が行う活動に補助金を交付するものですが、総合事業と趣旨・目的が重なることから、事業の見直しに当たっては総合事業との整合を図ることとしたものです。このため、重層的支援体制整備に合わせて高齢者以外を対象とした社会参加活動への支援も視野に入りますが、現時点では研究・検討段階であるため、ご意見を参考に今後、事業の在り方を検討してまいります。なお、事業の見直し等の検討に当たっては、利用者はもとより、民生委員・児童委員のほか、地域で福祉活動を行う団体に広くご意見をお伺いしながら、より効果的な事業実施が可能となるよう検討してまいります。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
106	<p>「おひとりさま」あんしんサポート事業への提案</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p>	<p>身寄りのない方の相談窓口が創出されることは必要なことであると思います。しかし、この問題は潜在的、複合的課題があることから長野市ケア会議もしくは委員会等で定期的に協議することで、以下の機能を求めます。</p> <p>1. 多機関におけるネットワーク 2. 長野市版身寄りのない方への対応ガイドライン作成 3. 課題の集約検討を行った上での政策提言</p>	<p>「おひとりさま」あんしんサポート事業については、長野市ケア会議において協議した全市的課題を政策展開するもので、長野市後見支援センターに併設する窓口で相談を受け付ける方向で検討を進めています。今後、いただいたご意見も参考に検討を進めていきます。</p>
106	<p>「おひとりさま」あんしんサポート事業への提案</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p>	<p>106ページ「おひとりさま」あんしんサポート事業について、■施策の目的・内容及び■今後の方針・目標の冒頭「身寄りのない高齢者」とありますが、「身寄りのない、あるいはあっても疎遠で支援が望めない高齢者」とすることを提案します。その方が相談の間口を広げることになると思います。■現状と課題の「○少子高齢化の進展により、身寄りとなる家族や親族のいない高齢者が・・・」についても、表現を変えた方がよいと思います。</p>	<p>「おひとりさま」あんしんサポート事業の対象者の詳細等については、いただいたご意見を参考に、今後、検討を進めてまいります。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
110	<p>地域たすけあい事業への支援への提案</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p>	<p>110ページ「地域たすけあい事業への支援」ですが、高齢社会が進展する中でニーズが増大すると思われるので、より具体的な方針が必要です。■今後の方針・目標には、担い手と財源の文章を分けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区のニーズや実情に合わせた持続可能なサービス提供体制を整えるため、広報等普及啓発活動の充実を図り協力会員の確保に努めます。 ○住民の主体性を尊重しながら、財源の確保を含め、住民同士による支え合いの仕組みづくりを促進します。 ○住民が主体となって、地区の実情に応じた仕組みとすることで、より利便性を高めることができるよう研究し、構築していきます。とすることを提案します。 	<p>地域たすけあい事業に対する今後の方針・目標に対するご提案については、その主旨が概ね計画に記載されていることから案文は修正しませんが、具体的な手段等については住民の皆さまと直接話し合いを進める中で検討してまいります。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
150	<p>在宅福祉サービスの提供体制及び人材確保の施策・方針</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられることを可能とするために持続可能なサービス基盤や人材基盤の整備をしていくことは大変重要で、重点項目と位置づけられています。</p> <p>150ページでは現在、サービス提供を担う人材の確保に関して、「介護サービス事業所調査結果によると、「人材が充足していない」と回答した事業所が半数を超えている」との記載があり、また、全国的に新型コロナウイルス感染症の関係もあり、訪問介護事業所の人材（ホームヘルパー）の離職が相次いでいるなどの状況もあり、人材確保は喫緊の課題であると考えます。市内全域での人材確保及びサービス提供体制について、より踏み込んだ施策や方針を記載すべきと考えます。</p>	<p>介護人材については、重点項目に位置付け、持続可能なサービス基盤、人材基盤の整備に取り組みます。また、計画への記載事項以外でも、必要に応じて国・県の制度を積極的に活用し、サービス事業者への支援を行います。</p>
155 156	<p>保険料の減免、サービス利用料軽減制度の周知</p> <p>(介護保険課)</p>	<p>保険料の減免等について、保険料通知の際に減免制度を知らせるパンフレット等を同封すること、また、実績がない高額介護サービス費の貸付について、よりいっそう周知を図り、利用促進をお願いします。</p>	<p>保険料の減免について、納入通知発送の時期に合わせて配布する広報などの掲載やホームページ等による周知を行っていますが、今後保険料納入通知への同封の実施に向けて検討します。また、高額介護サービス費の貸付についても、利用促進のため周知に取り組んでいきます。</p>

174
175

高齢者施設整備における補助金の要望

(高齢者活躍支援課)

174ページに記載されている高齢者等施設整備の目標だが、地域密着型サービスにおいて、貴市は施設整備及び開設準備経費補助金を交付されていると思うが、これまでの施設整備補助金の状況を見れば、9つある保健福祉ブロック内の各地区に、**①既存サービス事業所が運営されている場合と②営利法人が整備**した際は、施設整備補助金が交付されない仕組みとなっている。（看護小規模は除く）

・近年の建設工事費用が高騰している中での整備については、事業収支を圧迫するだけでなく、入居費用に転嫁せざるを得なくなり、高齢弱者の保護とは程遠くなることが懸念される。よって、**①保健福祉ブロック内の同一地区での整備**や、**②営利法人の整備**についても、**施設整備補助金の交付**をお願いしたいと考えている。また、**③開設準備金**については**従前通りの交付**をお願いしたい。

①について

地域密着型サービスは、地域との結び付きを重視する事業所によって提供されるサービスであり、基盤整備ブロック（旧保健福祉ブロック）を単位として、要介護認定者数の推計等を参考に整備してまいりました。また、**基盤整備ブロック内であっても同一サービス拠点が集中しないよう、未整備地区に整備する場合に限り補助対象とする取り扱い**としています。

②について

（地域密着型サービスの）認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所については、営利法人を設置主体とする場合は補助対象外としておりますが、県の「長野県地域医療総合確保基金事業（介護施設整備分）補助金交付要綱」との整合を図り、**営利法人も補助対象に含める方向で調整**してまいります。

③について

開設準備経費補助については、「長野県地域医療総合確保基金事業（介護施設整備分）補助金交付要綱」を根拠に**従前内容を維持**していく見込みです。

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
58	<p>老人憩の家存続の要望・意見</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>茂菅老人憩の家について、温泉もよく、景色もすばらしいので、継続して運営してほしい。</p>	<p>現在、今後の施設の具体的な方針を定める長野市公共施設個別施設計画を策定中です。その中で、茂菅老人憩の家は、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に立地し、災害が起きる危険が高いことから解体・廃止、講座機能は近隣の老人福祉センター等へ集約することとしていますので、ご理解くださいようお願いします。</p>
58	<p>老人憩の家存続の要望・意見</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>茂菅老人憩の家について、高齢者にとって大変ありがたい福祉施設です。高齢者はともすれば孤独になりがちです。このような施設があるということはうれしい限りです。予算等大変なところもあるが、事業を継続してほしいです。</p>	<p>現在、今後の施設の具体的な方針を定める長野市公共施設個別施設計画を策定中です。その中で、茂菅老人憩の家は、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に立地し、災害が起きる危険が高いことから解体・廃止、講座機能は近隣の老人福祉センター等へ集約することとしていますので、ご理解くださいようお願いします。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
58	<p>老人憩の家存続の要望・意見</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>茂菅老人憩の家について、市街地に用に出掛け、帰りに寄り道できて便利です。水質が素晴らしく、どの温泉より腰痛が治ります。スタッフがよく教育されています。月に数回行うカラオケもフレイル予防に役立ちます。</p>	<p>現在、今後の施設の具体的な方針を定める長野市公共施設個別施設計画を策定中です。その中で、茂菅老人憩の家は、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に立地し、災害が起きる危険が高いことから解体・廃止、講座機能は近隣の老人福祉センター等へ集約することとしていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
89	<p>総合相談支援業務の現状と対応</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p>	<p>総合相談支援業務の現状と課題で、認定申請時にあえて介護保険サービスではなく総合事業の利用を検討するというのは、介護保険サービス利用を抑制・利用させないことにつながるのではないかと危惧します。総合相談支援業務の現状認識とその対応について再考を求めます。</p>	<p>利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援することが保険者の務めであることを踏まえ、総合相談による適切なアセスメントを実施するとともに、利用者や家族をまじえたサービス担当者会議や定期的なモニタリングなどで各利用者に最適なサービスの提供を行っていきます。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
103	<p>在宅福祉介護料の支給の充実</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p>	<p>在宅福祉介護料の支給事業を充実して下さい。介護者の85%の人は同居家族で、負担が重くなっています。そのうち59歳以下が25%です。支給を廃止するのではなく、介護により収入が減った分を補てんするよう支援して下さい。</p>	<p>介護保険創設以降、介護の社会化が図られ、介護サービスや介護休暇等、様々な制度により介護者の負担は軽減されています。介護離職による収入減少分を公費で補填するのではなく、介護離職することが無いように適切に介護サービスを利用していただけるよう取り組んでまいります。</p>
150	<p>介護人材確保のための賃金補助制度の創設</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>介護人材の確保と育成では、従業者の賃金が安すぎるのが一番の原因だと思います。「長野市独自に賃金の補助制度」を新設して下さい。</p>	<p>本市としても、介護人材の確保は重要課題と考えており、市長会などを通じて国に対し実態に即した報酬単価等を設定するよう要望しています。今後も機会を捉え、必要な要望をしてまいります。 また、介護職員の賃金改善を図るため、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の一層の活用を促進するとともに、事業所におけるキャリアパス制度の導入を支援します。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
166	施設入所要件の追記 (高齢者活躍支援課) (介護保険課)	<p>「特養の入所待ちの状況は緩和されてきています」とありますが、平成27年度からの制度改正で要介護3以上でないと入所申込みできないことも追記して下さい。</p>	<p>施設入所要件は、国が定める事項であり、本計画への記載については馴染まないと考えております。 なお、要介護3以上でなくても認知症が進んでいる、介護者がいないなどの状況によっては、特例的に入所申込みは可能です。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
174	<p>施設整備目標の再検討</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>特養の整備計画は34人ですが、入所申込者数645人（令和元年度末）にたいして大幅に不足しています。計画の再検討をお願いします。</p>	<p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備計画数34人の内訳は併設短期入所生活介護サービスからの転換等を見込んだものです。</p> <p>このほか、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の整備計画数58人を見込み、併せて、介護ニーズの受け皿として地域密着型特定施設や既存有料老人ホーム等を特定施設に指定する整備数も含めると全体で約300人を見込んでいます。</p> <p>令和元年度末待機者数645人の内、在宅での待機者が231人であり、それを上回る整備を計画しています。</p>

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
174	施設整備への要望 (高齢者活躍支援課)	<p>私は間もなく喜寿を迎える高齢者です。お蔭様で近所助け合って生活はしておりますが、年々一人住まいの方や寝たきりになる人、認知症のため介護が必要な人も増えてきております。又、近隣の友達も近所の方が施設に入ったなどの話題が何時も出ております。</p> <p>しかし、施設を利用したいと思っても、近所にある施設も一杯でなかなか利用出来ない状況と聞いております。そんな地域の状況で私共はこの先が不安であります。今回広報にあんしんいきいきプラン21に意見があればと掲載されましたので迷いましたが意を決し、書かせて頂きます。私たちが高齢になっても安心してこの地で暮らすことができるため、将来介護が必要となった時も認知症となった時も私達の受け皿として、是非今回の計画の中に私たちが住む近隣に高齢者施設の建設を計画していただきますよう要望します。</p>	<p>整備計画は、介護ニーズに応じ、要介護者や施設数など、地域の実情に応じた内容としており、可能な限り在宅での生活を続けられるように在宅サービスの充実を図り、並行して在宅生活が困難となった人のために施設・居住系サービスの基盤整備を図ります。特に、地域包括ケアシステムの拠点となる地域密着型サービスの拡大を図ります。</p>

ページ	該当項目	修正内容
2・9	計画策定の背景と趣旨	計画策定の背景に、平成30年9月21日に長野市長並びに松本市長により提言した「75歳以上を高齢者と呼びましょう」の共同宣言内容を追加 併せて、計画期間中の高齢者数(高齢化率)の推計のグラフに75歳以上の割合を追加
8・11・12・13	各種データ	「全国・長野県・長野市の第1号被保険者数の推移」「要支援・要介護・認定者数(第1号被保険者)の推移」「全国・長野県・長野市の要支援・要介護認定者数の推移」「年齢別・性別要支援・要介護認定者数」各図表の数値のうち令和2年7月末日現在のデータを記載している部分を令和2年9月末日現在のデータに変更
48	施策体系	施策体系の重点項目と各論との関連を分かりやすくするための記載を追加
50	指標	指標一覧に各指標の算出根拠を示すため、目標値の設定根拠を追加 指標2「健康寿命」の指標名に(日常生活動作が自立している期間の平均)を追加、目標値を「平均自立期間の増加」に変更 指標8 指標の定義を分かりやすくするため指標名を「介護従事者が充足していると感じている介護サービス事業所の割合」に変更
68	生涯現役促進地域連携事業	これまでの実施状況に「ライフプランセミナー&ワンストップ困りごと相談会」「就労支援セミナー」を追加 事業のイメージ図を追加
96	特別措置事業	これまでの実施状況を根拠法に合わせ、「特別措置」⇒「介護保険給付」に変更し、実績値も修正

ページ	該当項目	修正内容
127	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携推進事業の今後の方針・目標に「入所施設での看取りに関する研修等を行います。」を追加
150	サービス提供を担う人材の確保	サービス提供を担う人材の確保の施策の目的・内容に「事業所への支援策の充実を図ります」の文言を追加するため変更
163	介護保険サービス基盤の整備	第1節冒頭の説明文について記載内容充実のため文言を追加
174	高齢者福祉施設の整備目標	高齢者福祉施設等の整備目標のサービス付き高齢者住宅について、令和2年度中に特定施設入居者生活介護へ転換するため、見込数変更
186	介護保険給付費の推計	介護保険給付費等の推計値について、第8期介護報酬改定を反映した数値に変更

対応区分C 計画（案）は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする

ページ	該当項目	意見等の内容	市の考え方
50	指標の設定	指標3「要介護ではない高齢者の割合」であるが、「食の観点」からも記載をお願いしたい。	第三次長野市健康増進、食育推進計画などと連携し、運動・口腔・栄養・社会参加などの観点から介護予防のアプローチを行うことにより、指標3が増加すると考える。「食の観点」については、指標達成のための具体策として各論に明記している。

時期	内容	
令和3年2月1日	長野市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会	パブリックコメントの結果報告、計画(案)の決定、計画の答申
2月15日	部長会議	パブリックコメントの結果及び計画の決定について
2月16日	議会政策説明会	パブリックコメントの結果及び計画の決定について
2月17日	記者会見	公表(パブリックコメントの結果及び計画の決定について)
4月～	第九次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画スタート	